

社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中津川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 常務理事
- (3) 理事、監事及び評議員
- (4) 会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員等の報酬は別表1のとおりとする。

- 2 役員が新たに選任又は委嘱された場合は、選任又は委嘱された月から支給し、退任した場合は、退任した月までの額を支給するものとする。
- 3 前条第1項各号の規定にかかわらず、役員等が中津川市の職員又は本会の職員を兼ねるときは、報酬を支給しないものとする。

(報酬及び費用弁償の範囲)

第4条 役員等が次の会議に出席する場合に報酬及び費用弁償を支給することができる。

- (1) 理事会、評議員会
- (2) 本会が規定する部会及び委員会
- (3) 関係団体が主催する諸行事（会議、研修等で会長が認める行事をいう。）
- (4) 会長が必要と認めた会議

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、別表2により支給することができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が職務のために市外に出張した場合は、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、職員旅費支給規程により支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員等に支給する報酬及び費用弁償の支給に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月12日から施行する。
- 2 社会福祉法人中津川市社会福祉協議会会長報酬規程（平成24年5月30日施行）は廃止する。
- 3 社会福祉法人中津川市社会福祉協議会理事及び監事並びに評議員の報酬に関する規程（平成29年7月1日施行）は廃止する。

別表1（第3条関係）

役職名	報酬額（単位：円）		備考
	支払い区分	金額	
会長	月額	50,000	
理事	日額	3,500	
監事	日額	3,500	
評議員	日額	3,500	
常務理事	月額	160,000	
第2条第1項第4号に掲げる者	日額	3,500	

別表2（第5条関係）

区分	日額（単位：円）	備考
片道 0 km 以上 5 km 未満	100	公共交通機関の場合は運賃の額
片道 5 km 以上 10 km 未満	200	〃
片道 10 km 以上 15 km 未満	300	〃
片道 15 km 以上 20 km 未満	400	〃
片道 20 km 以上 25 km 未満	500	〃
片道 25 km 以上 30 km 未満	600	〃
片道 30 km 以上 35 km 未満	700	〃
片道 35 km 以上 40 km 未満	800	〃
片道 40 km 以上	900	〃